

埼玉県児童養護施設退所者等に対する 自立支援資金貸付について

◆制度の概要

進学や就職により埼玉県内の児童養護施設等を退所（委託解除）した方が自立に必要な支援資金を借りることができます。

進学者は卒業後、就職者は退所（委託解除）後、条件として**5年間（資格取得支援費は2年間）週20時間以上**の仕事に就くことで、借りたお金の返済が不要になる制度です。



◆貸付の内容・対象者について

種類	貸付対象者			貸付期間	貸付額
	退所または委託解除された方		入所中又は委託中		
	進学者	就職者			
生活支援費	○	-	-	在学期間	月額 5万円 以内
家賃支援費	○	○	-	進学者：在学期間 就職者：退所又は委託解除後から2年間を限度	1月あたりの家賃相当額 (管理費・共益費含む) ※居住地の生活保護住宅扶助額を限度
資格取得支援費	○ <small>就職に必要な資格の取得を希望する方</small>	-	○	一括交付	資格取得に要する費用の実費 25万円 以内

※進学者：大学、高等専門学校、専修学校等に在学する方。※利子は、すべて無利子です。

◆申請期間

【生活支援費・家賃支援費】

①令和2年4月からの貸付を希望する場合：**令和2年3月16日（月）～令和2年5月29日（金）**

※この期間を過ぎてから、申請の希望がある場合は本会までお問い合わせください。申請時点からの貸付開始であれば申請可能です。

【資格取得費申請期間】

①平成31年4月～令和2年3月に資格取得費用が発生した場合：**令和2年5月29日（金）まで**

②令和2年4月以降に資格取得費用が発生した場合：**随時**



◆資金を借りると、1年ごとに在学・就業の確認のための書類提出が必要です。就職後は、勤務先に雇用を証明する書類を記入してもらう必要があります。

◆進学者が学校を退学したり、就職後5年間の就業ができない場合などは、借りたお金を返還いただきます。借入の必要性や申請金額、申請時期などについて施設や里親さんとよく相談をして申請してください。

【施設や里親の方へのお願い】

「貸付の手引き」を借入希望者と一緒にご覧いただき、下記を確認した上で申請してください。

- ①借入れの必要性
- ②必要な手続きを毎年行えることの確認
- ③学校を卒業する意思
- ④5年間就業する意思 等

【問い合わせ先】

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
生活支援部資金課 TEL 048-822-1192

◆借入れの相談から返還免除までの流れ

